

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成29年那智勝浦町議会第2回臨時会)

平成29年10月10日

9時31分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	2
日程第2	会期の決定	2
日程第3	諸報告	3
日程第4	報告第19号 専決処分(平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号))した事件の承認について	3
日程第5	議案第67号 にぎわい拠点施設整備(建築)工事請負契約について	5

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒尾典男	2番 左近誠
3番 下崎弘通	4番 中岩和子
5番 石橋徹央	6番 金嶋弘幸
7番 曾根和仁	8番 引地稔治
9番 亀井二三男	10番 津本・光
11番 森本隆夫	12番 東信介

3. 会議録署名議員の氏名

8番 引地稔治	9番 亀井二三男
---------	----------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長 寺本眞一	副町長 植地篤延
消防長 阪本幸男	参事(総務課長) 矢熊義人
教育次長 寺本尚史	会計管理者 榎本直子
病院事務長 下康之	税務課長 三隅祐治
住民課長 田中逸雄	福祉課長 塩崎圭祐
観光産業課長 在仲靖二	建設課長 楠本定
水道課長 村上茂	総務課副課長 仲紀彦

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長 網野宏行
事務局主査 青木徳之
事務局主査 足田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、また傍聴の妨げにならないよう御配慮のほどをお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただけますようよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成29年第2回那智勝浦町議会臨時会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

8番引地稔治君、9番亀井二三男君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る10月5日に委員会を開催しております。

本臨時会に付議すべき事件は、2件です。内訳は、専決処分1件、工事請負契約1件となっております。

会期は本日10日、1日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ただいま委員長報告のとおり、会期は本日1日限りとしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おはようございます。

本日、平成29年第2回臨時会を招集いたしましたところ、9月の第3回定例会から短い期間での招集にもかかわらず、議員の皆様には御煩多の中、御出席を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会に提案しております議件は2件であります。その概要について御説明申し上げます。

報告第19号は、平成29年度一般会計補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、衆議院議員選挙に係るものであります。

議案第67号は、にぎわい拠点施設整備の工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

その詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、議案の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 報告第19号 専決処分（平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）） した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第4、報告第19号専決処分（平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課副課長仲君。

○総務課副課長（仲 紀彦君） おはようございます。

報告第19号専決処分（平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認について御説明申し上げます。

これにつきましては、本年9月28日の衆議院の解散に伴います10月10日本日公示、10月22日投票日の第48回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る費用につきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

次のページに、専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年9月28日付で専決処分させていただいております。

次のページをお願いします。

平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,448万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,610万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款15県支出金、項3委託金、補正額は1,448万7,000円で、歳入合計は補正前の額88億5,161万9,000円、補正額1,448万7,000円、計88億6,610万6,000円となっております。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、補正額は1,448万7,000円で、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、このページの歳入及び次の5ページの歳出についてそれぞれ1,448万7,000円の増額をお願いしております。5ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1,448万7,000円となっております。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2衆議院議員選挙費委託金1,448万7,000円は、この選挙に係る費用としまして県から交付されます委託金で、歳出予算額と同額を計上させていただいております。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費、補正額1,448万7,000円につきましては、節1報酬から次のページの節18備品購入費まで、この選挙に係る費用としまして説明欄記載のとおり計上をさせていただいております。

節1報酬139万1,000円は、期日前投票及び投票日当日の投票管理者と立会人等の報酬でございます。節3職員手当等406万円は、期日前投票及び投票日当日の職員の超過勤務手当でございます。節4共済費1,000円は、臨時職員1名の社会保険料でございます。節7賃金38万8,000円は、選挙事務に係る臨時職員3名分の賃金でございます。節8報償費54万7,000円は、投開票事務に係る報償費でございます。節9旅費1万2,000円は、選挙管理委員会の開催等に係る旅費等でございます。

節11需用費179万1,000円は、投開票事務に係る文具費や食糧費等で、備考欄のとおりござ

います。節12役務費148万7,000円は、入場券などの郵送代、投票用紙分類機の読み取りデータ作成手数料などとなっております。節13委託料65万円は、町内154カ所のポスター掲示場設置、撤去及び管理費用でございます。節14使用料及び賃借料386万5,000円は、備考欄記載のとおり、有料道路通行料を初め、次のページのポスター掲示板借上料や洋上投票用のファクシマリの借上料などとなっております。節18備品購入費29万5,000円は、投票箱等の選挙用備品の購入費でございます。

また、この選挙費の執行に係る費用につきましては、歳入でも御説明させていただきましたように、全額県から委託金としまして受け入れるものとなっております。

9ページ以降に、この選挙費に係ります報酬、職員手当の給与費明細書をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第19号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第67号 にぎわい拠点施設整備（建築）工事請負契約について

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第67号にぎわい拠点施設整備（建築）工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第67号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第67号朗読〕

次のページ、入札執行調書をごらんください。

9月27日に指名業者9社、うち1社辞退で入札を行い、井上建設株式会社が落札いたしました。落札額6,683万5,000円、落札率89.46%でございます。契約額は7,218万1,800円でございます。

工事概要につきましては、にぎわい拠点施設整備の建築工事、木造平家建て、建築面積559.75平方メートル、床面積442.54平方メートルでございます。契約工期は、平成30年3月20日まででございます。

なお、電気工事及び設備工事につきましては、分離発注させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 1点だけ。毎回同じようなことを言うようですけども、町内の箱物建築物は今現在少なくなっております。住宅建築においても、特に新築工事が少ない現状であります。たとえあってもハウスメーカーとかいろんな中で建築業者、小さな職人の業者の仕事が今もなお少ない状況の中で、今回こういう大きなというか町の箱物建設がなされました。

これに対する契約相手に対して、地元下請業者を使っていたらいいような手法等はどうおられますか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 地元町内業者への下請についての御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年の地域経済の状況を見ますと、数少ない大型の公共事業を発注する際には少しでも地元町内業者が潤うよう、行政側としましても努力しなければならないと考えてございますが、発注の際に自治体が地元業者を必ず下請に使うことや地元で資材等を必ず調達するよう設計に盛り込みまして入札する、あるいは契約のときに下請を使うよう業者に強制することにつきまして、自由な事業活動を制限し、競争政策上好ましくないものと、公正取引委員会や会計検査院からの見解がなされております。

ただし、地元業者の利用や地元産品の利用を促すことは地元経済の活性化対策の範疇の問題であるとも示されておりますので、今回のにぎわい拠点施設整備事業の建築工事受注者に対しましても、町内業者を下請に使うよう要請を行ってまいります。

なお、東牟婁郡内の近隣の市町村、太地町、串本町などにつきましても、基本的には同様の発注形態をとっております。今後も、公共事業発注の際には同様に町内業者へ下請するようお願いまたは要請を行ってまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） そのようにお願いしたいんですけども、今現在の小規模建設業に当たる職人、技術者等は非常に激減しております。本町が長期総合計画等々でうたっております人口推移では、2060年には今現在の人口が約7,000人になると、それを踏まえながら1万2,000人に維持したいというようなことが出ております。

こういった中で、そういった小規模の事業所が仕事がなくなれば、職人等々が働く場所がな

くなっていくというのが現状であろうと思います。非常にこういったものに危機感を覚えるものでございます。

また、そういったことに対して、町は企業の誘致とか雇用の推進等をうたっておりますが、ますますこういったことで2次産業が衰退していくというような気もします。以前から毎回言われていると思いますが、地元業者育成のためにもぜひとも下請業者の育成のためにお願いしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 今後も、小規模な建築工事につきましてはもちろん地元業者の活用、そして大型の公共事業につきましても下請に地元業者を使うよう受注者には要請を行ってまいりますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 先ほどの説明の中で、建築以外分離発注したということなんですけども、分離発注した理由、どういうことなのか。そして、その後電気と、それから設備、機械工事、看板、備品等あると思うんですけども、その関係は指名競争入札なのかどういことなのか、そして業者数とか、そういうものを教えていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 御質問の分離発注した理由でございますが、工事の内容や施工規模を考慮しましたところ、一般的な建築の設備工事でありまして、また特殊な工程もありませんので町の施設の指名業者で施工可能であると判断し、地元業者の受注機会を確保するため分離発注いたしました。

入札の方法ですが、町内の指名業者で9月27日に競争入札を行っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 分離発注したから金額的にも低く抑えられるということだと思んですけども、それにしても金額的にも大体残り3,000万円ぐらいですか、電気と機械等の設備関係で。それについては、町内業者を優先して指名競争入札をしたということなんですけども、何社指名して、そしてどれぐらいの金額で落札率どれぐらいでされたのか。これは入札執行調書を見せてもらったらわかるんですけども、その点を参考に教えていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 電気設備と機械設備に分けて分離発注をいたしております。電気設備に関しましては7社、落札率は約95%でございます。機械設備ですけども、5社、落札率は約95.8%でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回那智勝浦町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時55分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 本日は1日で短時間の議案でございましたが、今審議されたことを本当に議員が心配されているような入札についてもいろいろ地元業者を使っていただけるように御配慮をお願いいたしまして、執行していただきたいと思います。

本日はどうも御苦労さまでございました。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、私どもの都合で臨時会を開催させていただき御審議いただきましたこと、まことにありがとうございました。

そして、上程されました全案件を慎重審議の結果、御承認、御可決を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

頂戴いたしました質疑、御意見を十分に生かしつつ、御承認いただいた趣旨に沿って町政に反映させてまいりたいと考えます。

季節の変わり目で朝晩は特に肌寒くなっております。風邪など引かれませぬようお体には十分留意されますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

那智勝浦町議会議長 中 岩 和 子

会議録署名議員 引 地 稔 治

会議録署名議員 亀 井 二三男